

# 一般社団法人次世代プログラミング教育研究会

## ご入会のご案内

このたびは当法人のご入会をご検討いただきありがとうございます。  
ご入会に際してご確認いただく内容や手続きをご案内いたします。

### 会員になるためには

一般社団法人次世代プログラミング教育研究会は、プログラミングを中心に新しい技術教育を通して、創造的能力を養い、未来社会を創出する人材の育成に貢献することを目的とする法人です。入会資格は下記の通りです。

- ・当法人の目的並びに主旨に賛同いただける個人または法人
- ・当法人の定款等を遵守いただけること

詳細は当法人のホームページ上の定款等をご参照くださいますようお願いいたします。

<http://respref.jp/profile/>

### ご入会の手続き

#### 1. 入会案内書のご確認

入会案内書（本書）に記載されている内容をご覧ください。会員にはいくつかの種類があります。ご希望の会員種別を選択してください。（詳細は次ページをご覧ください。）

#### 2. 入会申込書の作成

入会申込書に必要事項を入力（記入）して、指定のメールアドレスに送信または郵送してください。入会申込書は会員種類別に用意しています。（本書 p.3～）お申し込みになる会員の種類に応じた申込書にご記入ください。

PDFでお申し込みの場合は、本書の必要事項にご入力の上、「入会申込書の提出先（本書 p.2）」メールアドレスにお送りください。

郵送でのお申し込みの場合は、本書の入力申込書を印刷して、必要事項をご記入の上、同・住所までお送りください。

#### 3. 入会審査

お送りいただきました入会申込書を拝見して審査させていただきます。

#### 4. 会費のご入金

会費の請求書については入会審査後、会費の請求書を発送しますので、ご入金をお願いいたします。

## 会員の種別と資格

会員名称	入会資格	会員資格 *3	入会金 *4	会費
正会員（個人）	個人	社員	0円	8,000円（年額）
正会員（法人）	法人	社員	0円	80,000円（年額）
正会員（減免会員）	個人 *1	社員	0円	3,000円（年額）
学生会員	個人（学生）	（なし）	無料	無料
賛助会員（個人）	個人	（なし）	無料	5,000円/口（年額） *5
賛助会員（団体）	団体 *2	（なし）	無料	50,000円/口（年額） *5

\*1： 会員のうち、初等中等教育の教育現場で当該研究会事業に関わっておられる教職員について、入会申込時に減免申請して審査のうえ認められた会員です。

\*2： 法人以外の団体でも入会できます。

\*3： 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員です。

\*4： 入会金は規定がありますが現時点（2022年9月7日）で0円、無料としています。

\*5： 賛助会員は1口以上複数口の会費をお願いしています。

## 途中入会者の会費

年度途中にご入会した方の会費は、ご入会の承認月からの残余月日数に関わらずに会費（年額）のご入金をお願いいたします。

## お問い合わせ先（入会申込書の提出先）

名 称： 一般社団法人次世代プログラミング教育研究会（略称 RESPREF）

住 所： 〒600-8411 京都市下京区烏丸通四条下ル COCON 烏丸 4F

電話番号： 075（354）7032

メールアドレス： [welcome@respref.jp](mailto:welcome@respref.jp)

# 入会申込書

一般社団法人 次世代プログラミング教育研究会

代表理事 喜 多 一 様

このたび、一般社団法人次世代プログラミング教育研究会の目的並びに主旨に賛同し、学生会員として入会の申込みをいたします。

なお、不当要求行為を行う指定暴力団及びこれらに類する団体並びに関係者と一切関係ないことを誓約します。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

氏 名 (漢字)

氏 名 (読み・カタカナ)

氏 名 (英字表記)

住 所

〒 (\_\_\_\_ - \_\_\_\_)

電 話 番 号

(\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

F A X 番 号

(\_\_\_\_) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

E - m a i l

\_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

学校名 (漢字)

学部・学科名 (漢字)

受 理 決 裁	申込受付日	. .
	理事会承認	. .
	会費受領日	. .
	入 会 日	. .

# 一般社団法人次世代プログラミング教育研究会

## 入会金及び会費に関する基準

### (入会金)

第1条 定款第7条に定める入会金は、次のとおりとする。

(1) 正会員 (社員)	個人	0円
	法人	0円
(2) 学生会員 賛助会員		無料
	個人	無料
	法人	無料

### (会費)

第2条 定款第7条に定める会費は、次のとおりとする。

(1) 通常社員			
①基本会費	個人	年額	8,000円
	法人	年額	80,000円

#### ②減免会費

通常社員のうち、初等中等教育の教育現場で当該研究会事業に関わっておられる教職員について、入会申込時に減免申請があった場合、減免会費にすることができる。

個人 年額 3,000円

(2) 学生会費 賛助会費	個人	無料
	個人	年額 5,000円/1口
	法人	年額 50,000円/1口

### (途中入会者の会費)

第4条 年度途中に入会した者の会費は、入会承認月からの残余月日数に関わらず、当基準第2条による額とする。

### 附 則

この基準は、令和4年9月7日に制定し、直ちに実施する。